

県南広域振興局長告示第161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年10月21日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360590020	公益財団法人総合花巻病院	総合花巻病院訪問看護 ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢8区 115番地	平成26年9月30日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360590020	公益財団法人総合花巻病院	総合花巻病院訪問看護 ステーションこっぼら	花巻市東和町土沢8区 115番地	平成26年9月30日